
プロジェクト **金融商品の分類及び測定に関する会計基準の開発**

項目 **第 43 回保険契約専門委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 43 回保険契約専門委員会（2026 年 6 月 23 日開催）において、SPPI 要件に基づくアプローチの採用、複合金融商品である金融資産に組み込まれたデリバティブ（以下「組込デリバティブ」という。）の取扱い及び公正価値オプションの採用について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（組込デリバティブの取扱い）

2. 保険会社の投資実態を踏まえると、銀行に比べると組込デリバティブの区分処理を活用する機会は多くないと考える。しかし、組込デリバティブの区分処理を維持しない場合には、SPPI 要件を満たさず、純損益を通じて公正価値 (FVPL) で測定することが多くなり、損益のボラティリティが大きくなると考える。このため、組込デリバティブの区分処理を維持する方が望ましいと考える。
3. 資料(2)第 26 項について、組込デリバティブの区分処理の定めを残す場合において、企業の選択により複合金融商品全体を FVPL で測定することを認めることは、自由度を高めるという意味で有用と考える。ただし、選択を認める場合には、比較可能性を担保する観点から、注記等による対応を検討する必要があると考える。
4. SPPI 要件を導入する場合、複合金融商品は SPPI 要件を満たさず、FVPL で測定されることが多くなると考えられる。この点、保険会社は安定的なビジネスを展開していることから、損益のボラティリティが大きくなるのは望ましくないと考える。このため、現行の組込デリバティブの区分処理についての定めを維持することが適切と考える。また、IFRS 会計基準を適用している会社の便宜のため、資料(2)第 26 項の複合金融商品全体を FVPL で測定することを認めることはあり得ると考える。
5. 損益のボラティリティの観点から、組込デリバティブの区分処理を維持する方がよいと考える。ただし、IFRS 会計基準と日本基準では経済実態の捉え方に違いがあり、どちら

が適切かは一概に言えないと考えるものの、利用者にとってより有用な情報を提供するのはどちらかという観点から整理が必要と考える。

6. IFRS 第 17 号「保険契約」（以下「IFRS 第 17 号」という。）においては、変動手数料アプローチにより測定される保険契約は、保険契約から生じるキャッシュ・フローを保険契約全体として捉えるという考え方が採用されている。この点、組込デリバティブについて区分処理の考え方を採用した場合、金融商品会計と保険会計においてリスク特性の捉え方が乖離する可能性があることを懸念している。このため、今後の基準開発においては金融商品会計と保険会計の整合性への配慮が必要と考える。
7. 損益のボラティリティが高まることを規準として議論することには合理性が乏しく、当該ボラティリティは企業がリスクを負っていることにより生じるものであり、損益の表示を抑制することは利用者のリスクの可視性を低下させる可能性があると考ええる。
8. 今後、貯蓄性や投資性の高い保険商品が新しく開発される環境にあることを考えると、将来の保険会計の議論の際に、金融商品の分類及び測定についての議論が制約とならないよう留意が必要と考える。

(SPPI 要件に基づくアプローチの採用)

9. 現行の企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」の構成や実務への負荷を踏まえ、事務局提案のうち（案 2）に賛成する。
10. キャッシュ・フロー特性に基づいて分類するという SPPI 要件の考え方自体には合理性があり、国際的な整合性や原則主義の考え方に鑑み、中長期的には、原則的な定めを取り入れる方向性も検討の余地があると考ええる。一方、現時点では実務への影響が完全に判明しているわけではなく、ガイダンスが必要とされていることから、判断が難しい領域が少なくないと理解している。また、投資信託を通じて債券を運用しているケース等の債券での長期の運用を目的としている投資について、FVPL で測定されることとなる可能性を懸念している。このような点を段階的に検討して議論を進める観点から、現時点では（案 2）の方がよいと考える。
11. SPPI 要件はコンセプトとしてはシンプルである一方、適用には多くの判断が伴うため、実務上の難易度が高いと考える。この点、現行の日本基準の考え方と親和性が高く、実務上受け入れやすい点や利用者の理解可能性の観点から個別の定めを設ける（案 2）を支持する。一方、（案 2）を採用した場合、日本企業の準拠性を重視する特性を踏まえると、ガイダンスに従ったことにより意図しない測定となる可能性や、複数の性質を有する金融資産に対する判断の難しさが生じる可能性があると考ええる。また、ガイダンスのない

領域について、判断のばらつきが生じる可能性があると考ええる。これらのリスクを減らすにはガイダンスをどのように整備するかに依存すると考える。

12. 保険会社を含む金融機関は多様な金融商品を保有しているため、SPPI 要件を全面的に導入した場合、契約条件の精査や判定文書の整備、監査対応等による実務負担が大きくなることが懸念される。また、(案 1) については国際的な会計基準との整合性を説明しやすい一方、判断が難しい場合があることや解釈にばらつきが生じる可能性があると考ええる。これに対し、(案 2) は現行の我が国の会計基準が採用している金融資産の種類ごとに取扱いを定める考え方を基礎とするものであり、実務上は受入可能性が高いと考えられる。これらの理由より、(案 2) を支持する。ただし、(案 2) を採用する場合には、どこまで網羅的に定めるかが課題であり、保有頻度が高い金融資産や異なる判断が考えられる金融資産について具体的な取扱いや設例の充実が必要と考ええる。
13. 近年の会計基準の開発のトレンドとして、例えば、法人税等に関する会計基準のプロジェクトや開示についての定めにおいて、一般的な原則を定めて演繹的に適用する方向にあると認識している。この点、個別の定めを設ける(案 2) は実務の観点では有用であるものの、こうした原則主義のトレンドとは整合しない側面があると考ええる。
14. 原則的な定めを取り入れる(案 1) については、IFRS 会計基準を全面的に取り入れるだけではなく、IFRS 第 16 号「リース」のように実務を踏まえて一部を調整して導入することも考えられ、実務に配慮しながら(案 1) の考え方を取り入れる余地があると考ええる。

(公正価値オプションの採用)

15. 現行の保険会計の下では、公正価値オプションに対する実務上のニーズは必ずしも高くないと考える。また、公正価値オプションを導入した場合、適用においては取消不能であると考えられることから、特に長期負債を有する生命保険会社においては慎重な判断が求められると考える。一方、IFRS 第 17 号と整合的な会計基準が導入された場合には、例えば、変動手数料アプローチにおけるリスク軽減オプションの採用においては公正価値オプションが存在することが前提となっていることから、保険契約の測定との整合性の観点により公正価値オプションが必要と考える。
16. 会計上のミスマッチに関する要件については、実務上要件を満たすかどうかは議論となるため、設けない方が実務上の利便性は高まると考える。一方、比較可能性の観点から、注記を求めることを検討する必要があると考える。

以 上